

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

福祉保健研修交流センターウィリング横浜調査研究事業実施要綱

制定 平成24年11月1日  
一部改訂 平成30年 4月1日  
一部改訂 平成31年 1月1日

(趣 旨)

第1条 本要綱は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会福祉保健研修交流センターウィリング横浜管理規則（以下「規則」という。）第2条第1項第3号に規定する調査研究に関して必要な事項を定めたものとする。

(事 業)

第2条 福祉保健研修交流センターウィリング横浜（以下「ウィリング」という。）の行う調査研究事業として、福祉保健活動従事者等で構成する団体が、自主的に取り組む福祉保健に関する調査研究活動を推進するための情報の提供、研究成果の公表等の支援を行うものとする。

(定 義)

第3条 本事業における対象者については、次のとおり定める。

- (1) 規則第5条に掲げるものをいう。
- (2) 前条第1項でいう団体とは、概ね5名以上のものをいう。
- (3) 団体の構成員は、原則横浜市内在住、在学、在勤、在活動者とする。  
ただし、調査研究活動上必要と認められる範囲内で市外の在住、在勤、在学及び在活動者等を含めることができる。

(団体の募集)

第4条 ウィリングは、調査研究活動を希望する団体を毎年度募集する。募集の方法は、次のとおりとする。

- (1) ウィリングのホームページ
- (2) 各施設事業所宛の募集案内送付
- (3) 館内掲示
- (4) その他

(応募方法)

第5条 応募を希望する団体は、定められた様式（様式第1号）に研究テーマ、テーマの目的、団体の構成員等必要事項を記載し、申請するものとする。

2 応募書類は、原則として返却は行わないものとする。

(選考)

第6条 ウィリング館長は申請に基づき、本要綱に基づき適否を審査し承認を決定する。

2 適否決定後、ウィリング館長名で団体の代表者にその旨を定められた様式(様式第2号及び様式第3号)により通知するものとする。

(選考基準)

第7条 適否の審査基準は次のとおりとする。

- (1) 本要綱の団体基準に適合していること
- (2) 福祉保健に関する研究テーマを有していること

(調査研究期間)

第8条 調査研究活動の期間は、原則として当該年度内とする。ただし、ウィリング館長が研究活動上必要と認めた場合には、次年度に継続することができる。

(活動支援の内容)

第9条 ウィリングは、調査研究活動を行う団体に対し次の支援を行う。

(1) 調査研究に必要なウィリングの会場提供、保有する資料・情報等を提供するものとする。

会場提供を希望する団体は、初回利用に際して定められた様式(様式第6号)に必要事項を記載し、申請するものとする。適否決定後、ウィリング館長名で団体の代表者にその旨を定められた様式(様式第7号及び様式第8号)により通知するものとする。

使用する会場はウィリングと調整の上、横浜市福祉保健研修交流センター条例に則り会場及び機材の貸出を減免とする。会場使用団体は使用后、ウィリングへ定められた様式(様式第9号)にて報告を提出し、次回利用申請を併せて行うものとする。

(2) 年1回～2回、研究活動に役立つ研修を市内で活動する自主研究団体へ無料で提供する。希望する団体は定められた様式(様式第10号)に必要事項を記載し、申請するものとする。適否決定後、ウィリング館長名で団体の代表者にその旨を定められた様式(様式第11号及び様式第12号)により通知するものとする。研修機会の提供を受けた団体は、ウィリングへ報告書を定められた様式(様式第13号)にて提出する。

(3) 団体周知の理由に限り、ウィリングが他社に業務委託する印刷発送ツールを周知機会として提供する。希望する団体は定められた様式(様式第14号)に必要事項を記載し、申請するものとする。適否決定後、ウィリング館長名で団体の代表者にその旨を定められた様式(様式第15号及び様式第16号)

により通知するものとする。

- (4) 団体から情報資料室の蔵書提案がある場合は、様式（様式第 17 号）に必要事項を記載しウィリングへ提出する。
- (5) 研究成果発表の場として研究発表大会を実施し、発表にいたるまでのリハーサル等の支援を行う。
- (6) その他、ウィリング横浜講師情報システム等のコンサルティング機能を活かして必要な支援を行う。
- (7) 申請書類は、原則として返却は行わないものとする。

（団体への付帯条件）

第 10 条 第 8 条第 1 項に定める条件は次のとおりとする。

- (1) 団体は毎年度末ウィリングが指定した期日までに、本要綱が定める様式（様式第 4 号）により、当該年度の活動内容・成果等を館長あてに提出しなければならない。
  - (2) 調査研究の成果については前号の他、ウィリングが開催する研究発表の場において当該年度内の活動内容・成果を発表しなければならない。
- 2 団体の代表者が変更になった場合、本要綱に定める様式（様式第 5 号）により、新たな代表者は速やかにウィリングあて提出するものとする。

（個人情報の保護）

第 11 条 本事業に伴い本会が入手した個人情報については、本会が定める「個人情報の保護に関する規程」に基づき、本事業以外の利用は行わないものとする。

（委 任）

第 12 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は館長が別に定める。

附則

平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附則

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成 31 年 1 月 1 日から施行する。